

## 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

岩手県県土整備部（以下「甲」という。）と社団法人岩手県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、岩手県地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次の条項により協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、岩手県において災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介（以下「媒介等」という。）の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請の手続）

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し民間賃貸住宅の媒介等の協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請するものとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

### （協力業務）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅の情報を提供し、被災者への媒介を無報酬で行うものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

### （乙の責務）

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

### （資料の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、隨時次の資料の交換をするものとする。

(1) 岩手県地域防災計画

(2) 岩手県内の民間賃貸住宅の空き情報等

(3) 乙の会員業者の名簿

### （連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては岩手県県土整備部建築住宅課、乙においては社団法人岩手県宅地建物取引業協会事務局とする。

### （協議事項）

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

### （施行）

第8条 この協定は、平成22年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年3月16日

甲 岩手県  
県土整備部長 佐藤文夫



乙 岩手県盛岡市前九年一丁目9-30 岩手県不動産会館

社団法人岩手県宅地建物取引業協会

会長 多田幸司



## 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

岩手県県土整備部（以下「甲」という。）と社団法人全日本不動産協会岩手県本部（以下「乙」という。）とは、岩手県地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次の条項により協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、岩手県において災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介（以下「媒介等」という。）の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請の手続）

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し民間賃貸住宅の媒介等の協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請するものとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

### （協力業務）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅の情報を提供し、被災者への媒介を無報酬で行うものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

### （乙の責務）

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

### （資料の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

- (1) 岩手県地域防災計画
- (2) 岩手県内の民間賃貸住宅の空き情報等
- (3) 乙の会員業者の名簿

### （連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては岩手県県土整備部建築住宅課、乙においては社団法人全日本不動産協会岩手県本部事務局とする。

### （協議事項）

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

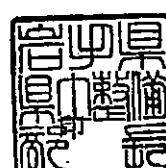
### （施行）

第8条 この協定は、平成22年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年3月16日

甲 岩手県  
県土整備部長 佐藤文夫



乙 岩手県盛岡市八幡町1番9-101号  
社団法人全日本不動産協会岩手県本部  
本部長 田屋慶一

